地方交付税を含めた一般財源総額を確保し、持続可能な地方財政基盤を構築することは、このように地方自治体が任された大きな使命を果たしていく上で、不可欠な仕組みである。とりわけ地方交付税は、日本列島のどこに住んでいても標準的なサービスが受けられるようにするために、地方自治体に財源を保障している。同時に地域間の財源の不均衡を是正する財源調整（格差是正）機能も果たしている。地方財政の要ともいえる地方交付税の財源を安定的に確保するために、常に法定率の引上げによる制度本来の運用に意を尽くすべきである。

しかし残念ながら、近年は制度本来の運用が行われないまま、毎年度の財源手当により一般財源総額が確保されてきたのが現状である。国のこうした対応は、地方財政の予見可能性に支障をきたしている。したがって、地方自治体は中長期的な財政の見通しを持てず、不安定な状況の中で、税収増加分を基金に積み立てるなど財政運営の工夫に努めているのである。

しかも、国・地方を通じた厳しい財政状況下で、社会保障の安定財源の確保と財政の健全化が急務とされている。そうした中で、法人実効税率の引下げに向け地方税でも検討する動きが出ているが、単なる税率引下げによる減税は全く不適当と言わざるを得ない。仮に地方税を対象とするのであれば、法人事業税の外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大などによる財源を確保すべきである。

繰り返しになるが、わが国は国民向けサービスの多くを地方自治体が担っている。福祉や教育、インフラ整備などは地方自治体が支出する割合が高い。それらのサービスの大部分は、国庫補助事業や国が法令などで基準を設定し、実施を義務づけているものである。このため、地方自治体による単独事業であっても、地方自治体の裁量を発揮できる余地は限定されているのが実情である。

こうした事態は、これまでの地方分権改革の観点から望ましい姿ではない。今求められている喫緊の課題は、多様な行政サービスの提供が、地域ごとに可能となるよう地方財政基盤を構築することである。

今こそ、こうした課題に国・地方をあげて情熱を持って取り組まねばならない。

[1] 最近の地方分権改革の動きは次のとおりである。

・本年５月から、地方に対する権限移譲、規制緩和の提案を募る「提案募集方式」が開始された。
・５月28日、国から地方への事務権限の移譲等、都道府県から指定都市への事務権限の移譲等を規定する第４次一括法案が成立した。
・地方分権改革有識者会議（座長：神野直彦東京大学名誉教授）において、地方分権改革の総括と展望が議論されている。

[2] 地方財政計画の計画額と決算額の乖離があった一般行政経費（単独。決算額＞計画額）と投資的経費（単独。決算額＜計画額）について、一体的に乖離是正したもの（一般行政経費（単独）は計画額を増、投資的経費（単独）は計画額を減）

[3] 「地域の元気創造プラン」は、産学金官の連携により地域資源と地域の資金を活かして雇用の創出、地域の活性化を図ろうとする政策。地域経済イノベーションサイクルとして、中小企業庁等と連携し、津々浦々を牽引する地域密着型企業の１万事業程度の立ち上げを目指す（ローカル10,000プロジェクト）。100事業程度については、世界市場に後押しする（グローバル100プロジェクト）。また、電力改革で開放される新たな市場を地域経済に組み込む「分散型エネルギーインフラプロジェクト」では、地域の関連企業と連携した地方自治体のプロジェクトを推進し、全国100ヵ所程度のインフラ整備を支援する。

[4] 「地域の元気創造事業費」は、地方自治体が、地域経済の活性化に対処できるよう、平成26年度地方財政計画で新たに計上された（3,500億円）。

[5] 財政健全化に向けた基本的考え方（平成26年５月30日財政制度等審議会。以下「財政制度等審議会報告書」という。）31ページ

[6] 財政制度等審議会報告書31ページ。同報告書では、都道府県職員の級別職員構成が国家公務員より上位であり、地方の給与関係経費について、国家公務員と同じ級別構成による職員配置を前提に積算する方式に改める必要があるとの指摘がある。国の級別職員構成は、府省毎に大きな違いがある。府省毎に異なる級別職員構成の合成値である国の級別職員構成を、地方の級別職員構成に機械的に当てはめて比較することは不適当である。なお、地方公務員法改正（平成26年４月）により、地方自治体は、等級別・職名別職員数を公表する義務が課される。

また、同報告書では、地方の技能労務職員の平均給与が民間の類似職種の平均給与を大きく上回っているが、民間準拠の給与で積算すべきとの指摘がある。地方財政計画における技能労務職員の給料単価は、国の行政職俸給表㈡の給与水準（民間の給与水準も勘案して設定）並みに割り落として計上している。なお、同報告書で比較対象とされている民間の類似職種の平均給与は、非正規労働者、パートタイマーなど雇用形態・勤務形態の異なる労働者のデータが含まれており、地方と民間を単純に比較することはできないことに留意が必要である。

[7] 財政制度等審議会報告書32ページ

[8] 財政制度等審議会報告書33ページ

[9] 財政制度等審議会報告書34ページ

[10] 財政制度等審議会報告書34ページ

[11] 財政制度等審議会報告書30ページ

[12] 財政制度等審議会報告書35ページ

[13] 法人実効税率とは、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、国・地方の法人所得に係る税の表面税率を合計したものである。平成26年４月１日現在、標準税率ベースで34.62％。

[14] 外形標準課税は、事業活動規模、資本金等の金額、給与総額等の所得以外の外形基準を課税標準とする税である。我が国においては、平成15年度税制改正において、資本金１億円超の法人を対象に、法人事業税の一部（１／４）に、法人の事業活動規模に応じた課税方式として、収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額）に単年度損益を加えた付加価値額を課税標準とする付加価値割と、資本金等の額を課税標準とする資本割が導入され、平成16年度から施行された。付加価値割には、報酬給与費が収益配分額の７割を超える場合には、当該超える額を課税標準から控除する「雇用安定控除」が設けられており、報酬給与額の比率が高い法人ほど税負担が軽減される仕組みとなっている。

[15] 平成26年度地方税制改正等に関する意見（平成25年11月22日）抜粋

第二　１　⑵地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について

地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要である。その方策として、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべきである。

一方で、今回の税制抜本改革においては、既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第７条第５号ロの規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべきである。

地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべきである。しかしながら、法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内に留まる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないかと考える。

[16] ４月22日、総務大臣は、地方自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請した。同時に、総務省は、地方自治体に対し、公共施設等総合管理計画の記載事項・留意事項をまとめた「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を通知した。

[17] ４月30日、今後の新地方公会計の推進に関する研究会（座長：鈴木豊青山学院大学名誉教授）が報告書をとりまとめ、財務書類の統一的な基準が示された。